

仕 様 書

社会福祉法人老後を幸せにする会（以下「甲」という）と通所介護事業所食事納入契約による事業者（以下「乙」という）との食事提供に関する内容を次のとおり定める。

1 件 名

通所介護事業所食事納入契約

2 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

3 対象施設及び利用者定員数

デイホーム中町 一般型35名 認知型12名

世田谷区中町4-15-21

デイホーム上用賀 地域密着型18名

世田谷区用賀5-14-1-101

デイホーム等々力 一般型28名

世田谷区等々力5-19-11

デイホーム深沢 一般型35名

世田谷区深沢4-17-1

デイホーム玉川田園調布 一般型35名 認知型12名

世田谷区玉川田園調布2-16-12

4 予定食数

年間利用者予定食数 36,000食（最大55,440食）

（利用想定人数92名/日+職員20名/日+検食5名）×308日

（1）提供内容

お弁当による配達

（2）提供日

308日

（3）発 注

① 乙が指定した方法により発注する。ただし、その発注方法では甲の運営に支障がある場合には、甲乙双方協議の上決定すること。

② ①で決定した期限以降に発生した発注変更は甲が負担する。ただし、乙が許容できるのであればその限りではない。

(4) 食事内容

- ① 高齢者施設の特性を踏まえた内容とすること
- ② 栄養バランス、食事満足度向上を目標に献立を作成すること
- ③ 乙は献立に変更がある場合は速やかに甲に報告をしなければならない。
万が一甲が変更を許容できない場合に発生するキャンセル費用は乙が負担する。

(5) 食事配達

- ① 配送日時は甲の事業に支障がない時間帯で行うこと
- ② 配送においては衛生面に配慮した対応を行うこと
- ③ 配送後に発注と相違が明らかになった際には、乙の責任において対応を行うこと。

(6) その他

契約内容の変更を求める場合には、協議の上実施時期を決定すること

6 その他

- (1) 乙が取り扱っている商品で食中毒等の事故が発生した場合には速やかに甲に報告しなければならない。
- (2) 乙が提供する食事において、食中毒・異物混入等の事故により甲または甲のサービスを利用する方に被害が出た場合、その損害分を賠償しなければならない。
- (3) 災害等により、配送が困難な場合は速やかに甲へ報告しなければならない。また、それに伴い食事提供ができない場合は、乙は代替食を提供に努めなければならない。甲は乙が食事提供ができない場合を想定して非常食を準備しておくこと。